

(別添3)

申請

平成27年10月23日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

福島県知事
内堀 雅雄

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成27年9月30日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること
福島市旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村、須賀川市旧長沼町、二本松市旧小浜町、旧渋川村、南相馬市旧石神村、旧太田村及び大玉村旧玉井村において産出された大豆
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

福島県出荷制限解除後の検査計画と生産・出荷体制

1 出荷制限を解除する範囲

今回追加する対象区域は、福島市旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村、須賀川市旧長沼町、二本松市旧小浜町、旧渋川村、南相馬市旧石神村、旧太田村及び大玉村旧玉井村で、下記の対象区域で産出される大豆。

市町村名	対象区域
福島市	旧野田村、旧平野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村
郡山市	旧高野村
須賀川市	旧長沼町
二本松市	旧小浜町及び旧渋川村
南相馬市	旧石神村及び旧太田村
伊達市	旧堰本村及び旧富野村
桑折町	旧伊達崎村
大玉村	旧玉井村

2 検査結果等の状況

(1) モニタリング検査結果について

上記1の区域で産出される26年産大豆について、「検査計画、出荷制限等の品目・区画の設定/解除の考え方」（平成26年3月20日付け原子力災害対策本部長公表）別添8の3に基づき作成した「出荷制限区域において産出された大豆に関する福島県管理計画」により、生産者全戸の生産量を管理の上、全袋検査を実施した結果、全て基準値を下回った。

<検査結果概要>

検査結果一覧は、次ページのとおり。

※ なお、過去に基準値を超過して、それ以降作付けの無い農家（基準値超過以降、検査を受けていない農家）がいるが、市町村は今後作付けの有無を毎年確実に確認し、作付けを再開する場合は、市町村とともに県が吸収抑制対策実施の徹底を指導するとともに、優先してモニタリング検査を実施して、出荷前の管理を徹底する。

表 全袋検査結果一覧

年産	品目	市町村名	不検出～ 10Bq/kg以下	10超～ 50Bq/kg	50超～ 100Bq/kg	100Bq/kg超	合計	最大値	備考		
H24	大豆	福島市	80	122	20	12	236	280			
		うち 野田村	4	6	0	1	11	220			
		うち 平野村	0	0	0	5	5	280			
		うち 立子山村	4	6	2	1	13	110			
		うち 佐倉村	11	4	3	2	20	110			
		うち 水保村	35	63	6	3	107	120			
		うち 庭塚村	6	9	1	1	17	110			
		うち 上記以外	20	35	8	0	63	81			
		須賀川市	8	4	1	2	15	530			
		うち 長沼町	1	0	0	2	3	530	モニタリング(通常)後に全量 廃棄処分		
		うち 上記以外	7	4	1	0	12	51			
		二本松市	109	77	26	3	215	130			
		うち 渋川村	75	36	20	2	133	130			
		うち 小浜町	13	34	2	1	50	120			
		うち 上記以外	21	7	4	0	32	81			
		南相馬市	8	32	5	2	47	520			
		うち 石神村	2	0	0	2	4	520			
		うち 上記以外	6	32	5	0	43	100			
		大玉村	126	12	0	1	139	110			
		うち 玉井村	123	12	0	1	136	110			
		うち 上記以外	3	0	0	0	3	5.4			
		H25	大豆	福島市	195	51	4	0	250	100	
				うち 野田村	10	4	0	0	14	39	
				うち 平野村	3	3	0	0	6	42	
うち 立子山村	24			5	1	0	30	83			
うち 佐倉村	26			9	0	0	35	34			
うち 水保村	44			13	2	0	59	100			
うち 庭塚村	23			9	0	0	32	38			
うち 上記以外	65			8	1	0	74	70			
須賀川市	22			22	2	0	46	98			
うち 長沼町	15			7	2	0	24	98			
うち 上記以外	7			15	0	0	22	45			
二本松市	363			85	6	0	454	77			
うち 渋川村	220			33	1	0	254	66			
うち 小浜町	78			30	0	0	108	34			
うち 上記以外	65			22	5	0	92	77			
南相馬市	5			57	36	21	119	180			
うち 石神村	0			3	5	16	24	130			
うち 太田村	0			1	21	5	27	180	モニタリング(通常)後に全量 廃棄等処分		
うち 上記以外	5			53	10	0	68	73			
大玉村	136			4	1	0	141	72			
うち 玉井村	134			2	1	0	137	72			
うち 上記以外	2			2	0	0	4	20			
H26	大豆			福島市	226	28	0	0	254	49	
				うち 野田村	39	6	0	0	45	49	
		うち 平野村	9	1	0	0	10	11			
		うち 立子山村	43	2	0	0	45	45			
		うち 佐倉村	26	2	0	0	28	28			
		うち 水保村	32	4	0	0	36	27			
		うち 庭塚村	27	10	0	0	37	41			
		うち 上記以外	50	3	0	0	53	18			
		須賀川市	18	9	0	0	27	40			
		うち 長沼町	2	2	0	0	4	38			
		うち 上記以外	16	7	0	0	23	40			
		二本松市	367	31	2	0	400	61			
		うち 渋川村	232	13	0	0	245	36			
		うち 小浜町	62	10	1	0	73	61			
		うち 上記以外	73	8	1	0	82	56			
		南相馬市	740	11	0	0	751	29			
		うち 石神村	0	4	0	0	4	29			
		うち 太田村	698	2	0	0	700	12			
		うち 上記以外	42	5	0	0	47	17			
		大玉村	274	55	5	1	335	110			
		うち 玉井村	102	2	0	0	104	26			
		うち 上記以外	172	53	5	1	231	110			

(2) 吸収抑制対策について

- 県は平成 26 年 4 月 21 日に「農業技術情報 大豆とそばの放射性セシウム吸収抑制対策」を発出し、上記 1 の市村及び該当 J A に通知。
 - 上記 1 の市村及び該当 J A では、県からの通知を受け、生産者へ吸収抑制対策の指導を実施。
 - 土壌分析結果に基づき、土壌中の交換性カリ濃度が 50mg/100g 程度になるよう、カリ資材の施用を指導。(福島県営農再開支援事業の補助金を活用)
- ※「農業技術情報 大豆とそばの放射性セシウム吸収抑制対策」は別紙資料 1 のとおり。

3 出荷制限解除後の生産・出荷体制

解除後も、上記 1 の市村で産出される大豆について、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)に則して適切にモニタリング検査を実施し、公表していく。

なお、モニタリング検査の実施に当たっては、これまでと同様に、あらかじめ出荷等の自粛を要請し、検査を実施する。

(1) 生産段階

県は、上記 1 の市村に対し、J A と連携するなどした大豆作付予定生産者の作付前の確実な把握及び十分なカリ施用等の吸収抑制対策の徹底(全農家に対する普及啓発とともに、大豆作付予定生産者へは重点的に周知徹底)を指導するとともに、その実施状況の確認を行う。

特に過去に基準値を超過したほ場において作付けされる場合は、吸収抑制対策の実施を巡回指導で行うとともに、基準値超過以降新たに大豆を作付けする場合は、優先してモニタリング検査を実施し、出荷前の管理を徹底する。

また、県は、当該地域の全検体のモニタリング検査が終了するまで出荷を自粛するよう、生産者及び生産者団体に要請する。

(2) 流通段階

大豆の出荷・販売にあたって、県は、上記 1 の市村及び該当 J A と連携し、生産者及び生産者団体に対し、出荷先及び販売先等の記録の保存を求め、流通の捕捉ができるよう指導する。

また、県は、当該地域の全検体のモニタリング検査が終了するまで流通しないよう、生産者及び生産者団体等に要請する。

(3) 検査体制

原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、特に、過去に高い放射性セシウムが検出した地点を優先し、適切にモニタリング検査を実施し、その結果について公表する。

4 その他

基準値を超過した大豆については埋設処分等を行う。

(参考) 解除申請地域がわかる県地図(別紙資料 2)